

青森県事業活動応援資金【事業活動枠】 (板柳町が信用保証料を補給します)

青森県では、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を実施しています。

板柳町は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補給を行います。

補給対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいること。
- ・ 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料のいずれも滞納していないこと。
- ・ 青森県事業活動応援資金「事業活動枠」により、**融資額3,000万円以内**で融資を受けた方

※ 法人の場合、町外に住所を置く支店での事業展開に要する融資の場合は、対象外になります。

補給内容

信用保証料を全額補給します。

(補給金は「板柳町中小企業信用保証料補給金交付要綱」に基づき、事業者へ直接交付します。)

実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県事業活動応援資金を利用することは可能です。)

お問い合わせ先

○信用保証料補給に関すること

板柳町産業振興課 電話 0172-73-2111 (代) 内線320

○青森県事業活動応援資金に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368 (直)

<連携融資制度に関するQ&A>

Q1. 「板柳町小口資金」(または「板柳町事業活性化資金」)の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A1. 「板柳町小口資金」(または「板柳町事業活性化資金」)の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q2. 板柳町に本社(主たる事業所)がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記(個人の場合は住所)が板柳町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q3. 希望融資額が3000万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額3000万円以内」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額4000万円を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる3000万円の融資と補助対象外の1000万円の融資の2口に分けることで、当該3000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。

また、保証料補給については、融資を受けた後、「板柳町中小企業信用保証料補給金交付要綱」の規定により、交付申請書に必要書類を添えて、板柳町産業振興課へ交付申請を行ってください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(順不同)

〔 青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、ウリ信用組合、商工中金 〕